公益財団法人世田谷区保健センター職員の定年後継続雇用に関する規則

平成 24 年 12 月 4 日
公財世保規則第 4 号

（趣旨）

第１条　この規則は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）第９条の規定及び公益財団法人世田谷区保健センター職員就業規程（昭和５２年７月１９日財世保規程第６号。以下「職員就業規程」という。）第２３条の２の規定に基づき、定年により退職した職員の雇用の継続に関し、必要な事項を定める。

２　前項における雇用の継続を定年後継続雇用といい、当該雇用者を継続雇用職員という。

（採用、雇用期間及び更新）

第２条　理事長は、定年退職となる職員のうち、継続雇用を希望し、かつ財団の解雇事由又は退職事由に該当しない場合は、当該職員を継続雇用職員として採用する。

２　雇用期間は、会計年度を単位として１年以内の単年度契約とする。

３　前項の雇用期間については、本人の希望により、１年を超えない範囲内で更新することができる。

４　前２項の雇用期間の末日は、その者の年齢が６５歳に達する日以後における最初の３月３１日以前でなければならない。

（身分）

第３条　継続雇用職員は、原則常勤（フルタイム）の正規職員とする。ただし理事長が必要と認める場合に限り、短日継続雇用職員とすることができる。

（職位）

第４条　継続雇用職員の職位は、定年退職する前に任用されていた職位より原則「一つ下位」とする。「課長補佐」については、原則「主査」とする。ただし、必要により引続き「係長」として職務にあたることがある。また、定年時「１級の職員」については、引続き「１級（継続雇用）」とする。

（職名及び職務内容等）

第５条　継続雇用職員の職名及び職務内容については別に定める。

（承諾書）

第６条　継続雇用職員として採用される者は、別に定める「労働条件通知書兼雇

用契約書（継続雇用職員用）」を財団と取り交わさなければならない。

（勤務態様）

第７条　継続雇用職員の勤務日数及び勤務時間の取扱いは、原則正規職員と同じとする。

２　短日継続雇用職員は勤務日数を週４日とし、土曜日・日曜日とともに指定の曜日を週休日と定めることとする。

（退職）

第８条　継続雇用職員が次の各号の１に該当するに至ったときは、その日を退職の日とし、雇用関係は消滅する。

（１）　雇用期間が満了したとき。

（２）　退職を願い出て、理事長が承認したとき。

（３）　死亡したとき。

（退職金）

第９条　継続雇用職員には、退職金を支給しない。

（給与の減額）

第 10 条　継続雇用職員が定められた勤務日数及び勤務時間の全部又は一部について勤務しないときは、その勤務しない日数及び時間について給与を減額する。

２　前項の規定にかかわらず、次条及び第１１条に定める休暇を取得した場合は、給与の減額を免除するものとする。

（年次有給休暇）

第 11 条　継続雇用職員の年次有給休暇の取り扱いについては、その勤務日数に応じて職員就業規程に準ずるものとする。ただし、定年退職後最初に継続雇用職員として採用される際の年次有給休暇の付与数については、当該継続雇用職員が定年退職時に付与されていた年次有給休暇の日数を引き継ぐものとする。

２　継続雇用職員の年次有給休暇は、１日を単位として付与する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、１時間を単位として与えることができる。

３　１時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合は、７時間４５分をもって１日とする。

（特別休暇等）

第 12 条　特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、職員就業規程第３９条（特別休暇）及び第４１条（病気休暇）に掲げる休暇を承認するものとする。

（その他の休暇等）

第 13 条　その他、職員就業規程第２２条の２（育児休業等）、第２２条の３

（育児短時間勤務）及び第４２条（介護休暇）に定める休暇等について、無給でこれを付与する。

２　前項及び前条における継続雇用職員の特別休暇等及びその他の休暇等の申出及び承認に係る手続は、職員就業規程に準じて行う。

３　常勤（フルタイム）の継続雇用職員は「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則」の規定による職員の保健及び元気回復に係る事業に参加する職員の取扱いを、正規職員に準じる。なお、短日継続雇用職員については退職後の初年度に限り承認するものとする。

（諸手当）

第 14 条　継続雇用職員に支給することができる諸手当は、公益財団法人世田谷区保健センター職員給与規程（昭和５２年３月３１日財世保規程第４号、以下「職員給与規程」という。）第１４条に規定する管理職手当、第１６条に規定する地域手当、第１７条に規定する住居手当、第１８条に規定する通勤手当、第１９条に規定する特殊勤務手当、第２０条に規定する超過勤務手当、第２０条の２に規定する休日給、第２１条に規定する期末手当及び第２２条に規定する勤勉手当とする。

第 15 条　（削除）

（特例措置）

第 16 条　第１条における定年により退職した職員の範囲において、世田谷区職員として定年を迎えた者も財団における定年退職者に準じる扱いとする。

（委任）

第 17 条　この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１．この規則は、平成２５年１月１日から施行する。

２．この規則の施行においては「嘱託員設置要綱」を廃止する。

附　則（平成２７年８月３１日規則第３号）

この規則は、平成２７年９月１日から施行する。

附　則（令和４年３月１日規則第５号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月３日規則第２号）

この規則は令和７年４月１日から施行する。